

## 第六章 内閣総理大臣の指名

### 八七 内閣総理大臣の指名に先立って行つた議事に関する例

内閣総理大臣の指名は、他の全ての案件に先立って行つた議事であるが、第二回国会以来、内閣総辞職決定後、内閣総理大臣の指名前に行つた議事は、次のとおりである。

- 一 役員の選挙、辞任及び信任に関する件
- 一 議席の指定
- 一 新議員の紹介
- 一 会期の件
- 一 会期延長の件
- 一 請暇の件
- 一 国会法の一部を改正する法律案
- 一 参議院規則の一部を改正する規則案
- 一 委員の選任

- 一 特別委員会設置の件
- 一 調査会設置の件
- 一 情報監視審査会委員の辞任及び選任
- 一 政治倫理審査会委員の選任
- 一 各種委員の選挙
- 一 永年在職議員表彰の件
- 一 皇太后陛下崩御につき弔意を表する件
- 一 逝去した議員等の哀悼に関する件
- 一 法制局長の任命承認の件

参照 九七号

## 八八 内閣総理大臣の指名は、単記記名投票で行う

内閣総理大臣の指名は、単記記名投票でこれを行い、投票の過半数を得た者を指名されたものとする。

(注) 内閣総理大臣の指名は、第二十二回国会において本院規則が改正（昭和三十年三月十八日議決）されるまで

は、単記記名投票により、まず指名される者を定め、その者について議決することとなっていた。

参照 七四号、四二四号

## 八九 内閣総理大臣の指名の投票を行うときは、議場を閉鎖しな

い

内閣総理大臣の指名の投票を行うときは、選挙の投票の場合と同様、議場の入口を閉鎖しない。

参照 五〇号、三四一号

## 九〇 単記記名投票には、議員の氏名を記入した投票用紙を用い、

議員は、氏名点呼に応じてこれを演壇に持参して投票する

内閣総理大臣の指名の単記記名投票には、議席に備えた議員の氏名を記入した投票用紙を用い、議員は、氏名点呼に応じてこれを持参し、議長席に向かって右方から演壇に登り参事に投票を渡し（投票の投函は、議員に代わって参事が行う）、議長席に向かって左方から降りて席に復する。

(注) 投票の際、議員は、当初投票用紙のほか、白色の木札の名刺を持参していたが、第二十二回国会昭和三十年三月十八日の内閣総理大臣の指名の投票以後、白色の木札の名刺は持参しないこととした。また、第百二十九回国会平成六年六月二十九日の内閣総理大臣の指名までは赤色の投票用紙を使用していた。

参照 一五号、四九号、三四三号、三九二号

## 九一 内閣総理大臣の指名の際、議員が登壇して投票できない場合、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する

内閣総理大臣の指名の際、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を参事に委託したい旨の申出があったときは、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票するのを例とする。

(注) 第九十三回国会閉会後昭和五十五年十二月十一日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があった。

一、あらかじめ投票委託の申出があったときは、議長が事前に許可するが、その際、その旨を議院運営委員会理事事に報告する。なお、議場で申出があり、議長がこれを許可する際は、事前にその旨を議院運営

委員長に伝える。

二、議場内での許可の宣告は行わない。

三、議員が投票委託を申し出る際、その必要性が数日間に及ぶ場合には、その旨を併せて申し出ることができるとし、議長はこれに基づき数日間にわたる投票委託を許可することができる。

参照 五一号、三四四号

(規 第二〇条)

## 九二 内閣総理大臣の指名の投票における無効投票は、投票総数に算入する

内閣総理大臣の指名の投票における無効投票（白票を含む）は、投票総数に算入する。なお、白票については、議長は、投票の結果の報告に当たって他の無効投票と区別してその票数を宣告する。

内閣総理大臣の指名の投票において無効投票があった例は、次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の内閣総理大臣の指名の単記記名投票において白票が一票、また、決選投票において白票が七票、無効票が三票あったが、いずれもこれを投票総数に算入した。

以後同例がある。

参照 五二号、五三号

### 九三 内閣総理大臣の指名において決選投票を行った例

内閣総理大臣の指名において投票の過半数を得た者がないときは、投票の最多数を得た者一人について決選投票を行う。その例は次のとおりである。

第二回国会 昭和二十三年二月二十一日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、吉田茂君が指名された。

第八十九回国会 昭和五十四年十一月六日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、大平正芳君が指名された。

第一百五回国会 平成元年八月九日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、土井たか子君が指名された。

第一百八回国会 平成二年二月二十七日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、海部俊樹君が指名された。

第二百二十二回国会 平成三年十一月五日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、宮澤喜一君が指名された。

第四百十三回国会 平成十年七月三十日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、菅直人君が指名された。

第六十八回国会 平成十九年九月二十五日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、小沢一郎君が指名された。

第七十回国会 平成二十年九月二十四日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、小沢一郎君が指名された。

第七十七回国会 平成二十三年八月三十日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、野田佳彦君が指名された。

第八十二回国会 平成二十四年十二月二十六日の内閣総理大臣の指名において決選投票を行い、安倍晋三君が指名された。

九四 内閣総理大臣を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知する

内閣総理大臣を指名したときは、即日その旨を議長から衆議院議長に通知する。

九五 内閣総理大臣の任命式には、議長が列席する

内閣総理大臣の任命式が皇居において行われるときは、議長は、衆議院議長と共に列席するのを例とする。

九六 内閣総理大臣が欠けたときは、直ちにその旨の通知がある

内閣総理大臣が欠けたときは、直ちにその旨の通知がある。その例は次のとおりである。

第九十一回国会閉会后 昭和五十五年六月十二日内閣総理大臣臨時代理から本院議長に同日内閣総理大臣大平正芳君が逝去した旨の通知があった。



## 九七 内閣が総辞職を決定したときは、直ちにその旨の通知がある

内閣が総辞職を決定したときは、直ちに内閣総理大臣から本院議長にその旨の通知がある。

なお、総選挙後、初めて国会が召集されたときは、内閣は、召集日当日総辞職を決定している。

参照 八七号